

平成 12・09・28 資 第 8 号
平成 12 年 10 月 2 日 制定
平成 12・11・21 産 第 8 号
平成 12 年 12 月 25 日 一部改正
平成 16・02・25 資 第 19 号
平成 16 年 2 月 27 日 一部改正
平成 16・09・24 総 第 2 号
平成 16 年 10 月 1 日 一部改正
平成 16・11・05 資 第 2 号
平成 17 年 1 月 5 日 一部改正
平成 24・03・29 資 第 4 号
平成 24 年 4 月 2 日 一部改正
20140131 資 第 7 号
平成 26 年 2 月 12 日 一部改正
20170329 資 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日 一部改正
20190311 資 第 2 号
平成 31 年 3 月 27 日 一部改正
20250807 保 第 8 号
令和 7 年 12 月 25 日 一部改正

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

経済産業大臣 平沼 赳夫

ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「法」という。）及びガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号。以下「用品省令」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

I. ガス事業関係

第 1 審査基準

（1） 法第 3 条のガス小売事業の登録

法第 3 条のガス小売事業の登録に係る審査基準については、法第 6 条第 1 項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第 4 号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値（以下「最大ガス需要」という。）を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- ② ガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを

適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員」という。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

(2) 法第7条第1項のガス小売事業の変更登録

法第7条第1項のガス小売事業の変更登録に係る審査基準については、同条第3項において読み替えて準用する同法第6条第1項各号（第2号を除く。）に変更登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号の審査基準は、例えば、最大ガス需要を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者とする。

(3) 法第26条第3項第2号のガス主任技術者免状被交付者の認定

法第26条第3項第2号のガス主任技術者免状被交付者の認定については、同号に認定の基準が規定されており、更に具体的な認定の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(4) 法第29条第3項の指定試験機関の指定

法第29条第3項の指定試験機関の指定については、法第111条に指定の基準が規定されており、更に具体的な指定の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(5) 法第33条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第33条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) 法第35条の一般ガス導管事業の許可

法第35条の一般ガス導管事業の許可の基準については、法第37条に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 法第37条第1号関係

一般ガス導管事業の開始が、その供給区域におけるガスの供給の要請に応じて行われるものであるか否かを判断するものとする。

② 法第37条第2号関係

「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力をもって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③ 法第37条第3号関係

設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であり、既存の一般ガス導管事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物が著しく過剰とならないか否か、という2点から判断するものとする。

④ 法第37条第4号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。

「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等に

よって判断するものとする。

⑤ 法第37条第5号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス導管事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

⑥ 法第37条第6号関係

第1号から第5号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否かを判断するものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

また、本号に基づき申請者が暴力団員等でないこと、法人にあってはその役員のうち暴力団員等がないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であるか否かを判断するものとする。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(7) 法第39条第3項の事業開始の指定期間の延長

法第39条第3項の事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存すると認められるか否かを判断するものとする。

(8) 法第40条第1項の供給区域の変更の許可

法第40条第1項の供給区域の変更の許可については、同条第2項において法第37条の規定を準用していることから、当該許可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(9) 法第40条第2項の増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長

法第40条第2項の増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長については、法第39条第3項の規定を準用していることから、当該延長の基準に関しては、上記(7)を準用するものとする。

(10) 法第42条第1項の一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可

法第42条第1項の一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可については、同条第3項において法第37条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(11) 法第42条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可

法第42条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同条第3項において法第37条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(12) 法第44条第1項の一般ガス導管事業の休廃止の許可

法第44条第1項の一般ガス導管事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(13) 法第44条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の解散の決議等の認可

法第44条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(14) 法第48条第1項本文又は第2項の託送供給約款の認可又は変更の認可

法第48条第1項本文又は第2項の託送供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第4項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

① 同条第4項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、一般ガス導管事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した託送供給関連費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りるものを加えることをいう。

② 同条第4項第4号関係

「一般ガス導管事業者及び第1項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、一般ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、託送供給約款によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同条第4項第5号関係

供給区域内のすべての需要に対して、料金、工事費のみならず、すべての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(15) 法第48条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第48条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、一般ガス導管事業者に係るガスメーターの取付数が15万個未満であって、当該一般ガス導管事業者自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が維持し、及び運用する導管に連結していないか否かを判断するものとする。

(16) 法第48条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

法第48条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(17) 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のような約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

(18) 法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(19) 法第70条第1項の仮合格の承認

法第70条第1項の仮合格の承認については、同項に承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者（ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号。以下「託送供給約款料金算定規則」という。）第15条第1項に規定する事業者間精算料金表を設定しない者に限る。）

② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者

イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

ロ ガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(21) 法第76条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の承認

法第76条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

① 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

② ガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(22) 法第84条第1項において準用する法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第84条第1項において準用する法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(23) 法第89条第2項ただし書のガス受託製造約款以外の条件の承認

法第89条第2項ただし書のガス受託製造約款以外の条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、例えば、天変地異等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

(24) 法第102条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第102条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(25) 法第103条第1項の仮合格の承認

法第103条第1項の仮合格の承認については、同項に承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(26) 法第112条第1項の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可

法第112条第1項の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可は、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第175条各号に掲げる事項について、当該指定試験機関が試験事務を適正かつ確実に実施すると認められるときに行うものとする。

(27) 法第113条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可

法第113条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可は、引き続き当該指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせた場合、試験の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとともに、国又は新たに指定試験機関として指定される者が休廃止する試験事務を実施する場合（新たに指定試験機関として指定される者が試験事務を実施する場合は、現に指定されている指定試験機関が法第120条の規定により指定を取り消される場合に限る。）、当該試験事務が適正かつ確実に実施するのに十分な時間的余裕が認められるときに行うものとする。

(28) 法第114条第1項の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可

法第114条第1項の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可は、当該事業計画及び収支予算が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに行うものとする。

(29) 法第115条の規定に基づく指定試験機関の役員の選任及び解任の認可

法第115条の規定に基づく指定試験機関の役員の選任及び解任の認可は、以下の要件に該当するときに行うものとする。

- ① 選任しようとする者が、試験事務規程に違反するおそれ、又は試験事務に関し著しく不適当な行為を行うおそれがなく、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。
- ② 解任しようとする者が、役員を解任されても、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。

(30) ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）第16条の規定による事業年度の例外承認

ガス事業会計規則第16条の「その他特別の事由によって第一条の規定により難い場合」とは、同条の規定による事業年度の例外承認を受けようとする法人が一般ガス導管事業以外に主たる事業を営むために主たる事業の事業年度によることが適当である場合、一般ガス導管事業者でなかった法人が事業年度の中で一般ガス導管事業を営むに至った場合及び一般ガス導管事業者でなかった法人が事業年度の中で一般ガス導管事業者たる法人を吸収合併した場合等をいう。

(31) ガス事業会計規則第16条の勘定科目又は財務諸表の例外承認

ガス事業会計規則第16条の勘定科目又は財務諸表の例外承認については、個々の事情に応じて個別具体的に審査すべきものであり、審査基準は作成しない。

第2 処分の基準

(1) 法第10条第1項のガス小売事業の登録の取消し

法第10条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項各号に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(2) 法第13条第2項のガス小売事業者に対する供給能力の確保等に係る命令

法第13条第2項のガス小売事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
- ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合

(3) 法第20条第1項のガス小売事業者に対する業務改善命令

法第20条第1項のガス小売事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、「ガスの小売営業に関する指針」（別添2。以下「小売指針」という。）に記載している「問題となる行為」に該当する場合など、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときとする。

(4) 法第20条第2項のガス小売事業者等に対する業務改善命令

法第20条第2項のガス小売事業者等に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、小売指針3（1）「不明確なガス料金の算出方法」に記載するように、小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときにおいて、ガス料金の算出方法を説明せず、又は当該算定方法を欠いた書面を交付した場合等とする。

(5) 法第20条第3項のガス小売事業者に対する業務改善命令

法第20条第3項のガス小売事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、小売指針4（2）「災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為」に記載するように、原因が不明な供給支障が生じた場合において、ガス小売事業者が需要家からの問合せに不当に応じない場合等とする。

(6) 法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成12年通商産業省告示第355号）を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例（20140313商局第6号）の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(7) 法第21条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第21条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(8) 法第22条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への協力勧告

法第22条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への勧告については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(9) 法第24条第3項の保安規程の変更命令

法第24条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(10) 法第27条のガス主任技術者免状の返納命令

法第27条のガス主任技術者免状の返納命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(11) 法第31条のガス主任技術者の解任命令

法第31条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(12) 法第32条第5項の工事計画の廃止命令等

法第32条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに

判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(13) 法第32条第6項の工程中検査の受検命令

法第32条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(14) 法第41条第5項の一般ガス導管事業者に対するガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令

法第41条第5項の一般ガス導管事業者に対するガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、一般ガス導管事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該一般ガス導管事業者の行う一般ガス導管事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるか否かを判断するものとする。

(15) 法第45条第1項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消し

法第45条第1項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(16) 法第45条第2項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消し

法第45条第2項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(17) 法第46条第1項の増加供給区域の変更の許可の取消し

法第46条第1項の増加供給区域の変更の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(18) 法第46条第2項の供給区域の減少

法第46条第2項の供給区域の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(19) 法第48条第7項の託送供給約款の変更命令

法第48条第7項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをする」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平でないか否かを判断するものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(20) 法第48条第12項の届出に係る託送供給約款の変更命令

法第48条第12項の届出に係る託送供給約款の変更命令については、同条第11項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同条第11項第1号関係

「料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なもの」の有無の判断に当たっては、料金の変更の内容として、同条第8項に規定する他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれているか否かを判断するものとする。

② 同条第11項第2号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

③ 同条第11項第3号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

④ 同条第11項第5号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(21) 法第49条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第49条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「承認一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、承認一般ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給条件遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認一般ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第49条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この（21）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認一般ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(22) 法第49条第4項の託送供給契約締結命令

法第49条第4項の託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(24) 法第50条第2項の託送供給約款の変更処分

法第50条第2項の託送供給約款の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(25) 法第51条第3項の最終保障供給約款の変更命令

法第51条第3項の最終保障供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、以下のような場合とする。

① 同項第1号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、最終保障供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、一般ガス導管事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他最終保障供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第3号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをする」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全てのガスの使用者に対して公平でないか否かを判断するものとする。

④ 同項第4号関係

一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款が、その一般ガス導管事業者の供給区域において一般ガス事業者であったガス小売事業者が自主的に公表した標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）と比べて、不当に高いものであるため、当該最終保障供給約款により供給を受けるガスの使用者の利益を著しく阻害するおそれがある場合（ただし、当該最終保障供給に係る供給能力を確保するために、標準メニューに比べて高いコストを要する場合であって、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定するときは、原則として該当しない。）

なお、上記の判断に当たっては、ガスの使用者と一般ガス導管事業者との間に最終保障供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(26) 法第54条第2項の禁止行為の停止又は変更命令

法第54条第2項の禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(27) 法第55条第5項の一般ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第55条第5項の一般ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、「他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第55条

第1項の届出を行う一般ガス導管事業者が、他の一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この（27）において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該他の一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該他の一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該特定導管が他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該他の一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスの使用者に対するガスの供給実績があるか否か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該他の一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か等を勘案しつつ判断するものとする。

(28) 法第57条第1項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第57条第1項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、恣意的に他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを製造し、需要場所において他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができるガスと同程度に熱量等を調整するような場合等とする。

(29) 法第57条第2項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第57条第2項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(30) 法第60条の一般ガス導管事業者に対する減価償却等の命令

法第60条の一般ガス導管事業者に対する減価償却等の命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(31) 法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(32) 法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(33) 法第62条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への協力勧告

法第62条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への勧告については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(34) 法第64条第3項の保安規程の変更命令

法第64条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(35) 法第67条のガス主任技術者の解任命令

法第67条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(36) 法第68条第5項の工事計画の廃止命令等

法第68条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(37) 法第68条第6項の工程中検査の受検命令

法第68条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(38) 法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第72条第1項の届出を行う者が、一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この(38)において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該特定導管が一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスに対するガスの供給実績があるか否か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か等を勘案しつつ判断するものとする。

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給の料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、特定ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、託送供給約款によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに

該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

(i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

(ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件において定められている計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「承認特定ガス導管事業者及び第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、承認特定ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給条件遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この（40）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（41） 法第77条第4項の託送供給契約締結命令

法第77条第4項の託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（42） 法第80条第2項の禁止行為の停止又は変更命令

法第80条第2項の禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（43） 法第82条の特定ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第82条の特定ガス導管事業者に対する業務改善命令の基準については、同条に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、恣意的に一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを製造し、需要場所において一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができるガスと同程度に熱量等を調整するような場合等とする。

（44） 法第84条第1項において準用する法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第84条第1項において準用する法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

（45） 法第84条第1項において準用する法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第84条第1項において準用する法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（46） 法第84条第1項において準用する法第64条第3項の保安規程の変更命令

法第84条第1項において準用する法第64条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(47) 法第84条第1項において準用する法第67条のガス主任技術者の解任命令

法第84条第1項において準用する法第67条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(48) 法第84条第1項において準用する法第68条第5項の工事計画の廃止命令等

法第84条第1項において準用する法第68条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(49) 法第84条第1項において準用する法第68条第6項の工程中検査の受検命令

法第84条第1項において準用する法第68条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(50) 法第85条第3項のガス導管事業者に対する協議の開始又は再開の命令

法第85条第3項のガス導管事業者に対する協議の開始又は再開の命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(51) 法第89条第3項のガス製造事業者に対するガス受託製造約款の変更命令

法第89条第3項のガス受託製造約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。

① 法第89条第3項第1号関係

「ガス受託製造約款によりガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が当該役務を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、ガス受託製造に係る料金がガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が自ら液化ガス貯蔵設備等を設置してガスを製造する場合に要するコストよりも、ガス受託製造の役務の提供を受けてガスを製造する場合のコストが著しく高くなる場合等著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 法第89条第3項第2号関係

「料金の額の算出方法が適正かつ明確」の有無の判断に当たっては、例えば、費用項目として受入設備、貯蔵設備等に係る料金を算定するに当たっての指標が明確に定められているか否かを判断するものとする。

③ 法第89条第3項第3号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、例えば、液化ガスの成分、引受条件等の基準がガス製造事業者自らがガスを製造する場合に照らして著しく高水準か否かを判断するものとする。

(52) 法第89条第5項のガス製造事業者に対するガス受託製造命令

法第89条第5項のガス製造事業者に対するガス受託製造命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような正当な理由なくガス受託製造を拒んだ場合とする。

① 第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における栈橋、タンク、気化器などの余力の範囲を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合

② 第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合

③ 災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要がある、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合

(53) 法第92条第2項のガス製造事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令

法第92条第2項のガス製造事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、例えば、「適正なガス取引についての指針」(別添3)第二部Ⅲ2(1)イ「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」③に記載するように、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定する場合等とする。

(54) 法第94条のガス製造事業者に対する業務改善命令

法第94条のガス製造事業者に対する業務改善命令の基準については、同条に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から必要な調整力を供出することを求められた場合において、正当な理由なくこれを拒否する場合等とする。

(55) 法第96条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第96条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(56) 法第96条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第96条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(57) 法第97条第3項の保安規程の変更命令

法第97条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(58) 法第100条のガス主任技術者の解任命令

法第100条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(59) 法第101条第5項の工事計画の廃止命令等

法第101条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(60) 法第101条第6項の工程中検査の受検命令

法第101条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(61) 法第105条において準用する法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第105条において準用する法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(62) 法第105条において準用する法第31条のガス主任技術者の解任命令

法第105条において準用する法第31条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(63) 法第105条において準用する法第32条第5項の工事計画の廃止命令等

法第105条において準用する法第32条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(64) 法第112条第3項の指定試験機関の試験事務規程の変更命令

法第112条第3項の指定試験機関の試験事務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(65) 法第116条の指定試験機関に対する役員の解任命令

法第116条の指定試験機関に対する役員の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(66) 法第119条の指定試験機関に対する適合命令等

法第119条の指定試験機関に対する適合命令等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(67) 法第120条の指定機関の指定の取消し等

法第120条の指定試験機関の指定の取消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(68) 法第132条の登録ガス工作物検査機関に対する適合命令

法第132条の登録ガス工作物検査機関に対する適合命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(69) 法第133条の登録ガス工作物検査機関に対する改善命令

法第133条の登録ガス工作物検査機関に対する改善命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(70) 法第134条の登録ガス工作物検査機関の登録の取消し等

法第134条の登録ガス工作物検査機関の登録の取消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(71) 法第160条第3項の保安業務規程の変更命令

法第160条第3項の保安業務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(72) 法第160条第5項において準用する同条第3項の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対する保安業務規程の変更命令

法第160条第5項において準用する同条第3項の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対する保安業務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(73) 法第161条の消費機器の基準適合命令

法第161条の消費機器の基準適合命令については、同条の規定に基づきガス事業法施行規則第202条を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス消費機器技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による基準適合命令が発動されないものとする。

II. ガス用品関係

第1 審査基準

(1) 法第138条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認

録の取消し等

法第153条第2項において準用する法第134条の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第2号中、第127条の規定については、法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令に係る解釈を準用する。

(6) 法第156条の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消し

法第156条の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第1項第2号中、第127条の規定については、法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令に係る解釈を準用する。

(7) 法第157条の規定による災害防止命令

法第157条の規定による災害防止命令については、同条に処分の規定が定められているが、「当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める」場合とは、例えば、技術基準に適合しないガス用品が販売されること等により、当該ガス用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者について発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第173条第1項の規定によるガス用品の提出

法第173条第1項の規定によるガス用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。